



各 位

平成 26 年 1 月 31 日

会 社 名	日本精工株式会社
代 表 者 名	代表執行役社長 大塚 紀男 (コード：6471 東証第一部)
問 合 せ 先	広報部長 海老沢 斉 (TEL 代表 03-3779-7111)

### カナダでの競争法違反による罰金の支払いについて

当社は、平成 26 年 1 月 31 日（カナダ東部時間 1 月 30 日）、カナダでの自動車用軸受の取引の一部に関して、同国競争法に違反する行為を行ったとして、同国ケベック州の裁判所から 450 万カナダドル（約 4 億 1 千万円）の罰金の支払いを命じられました。

当社及び当社グループは、カナダでの自動車用軸受の取引に関して、カナダ競争法当局による調査等に全面的に協力するとともに、社内調査により判明した事実を受け、同国検察当局との間で司法取引に向けた交渉を続けてまいりました。この度、司法取引に関する合意に達し、同国ケベック州裁判所より上記の判決が言い渡されました。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。当社及び当社グループといたしましては、このような事態になりましたことについて、厳粛に受け止め、外部専門家の指導を仰ぎながら、一層の法令遵守の徹底に努めるとともに、皆様からの信頼の回復に向け全力を傾注してまいります。

なお、当社は、上記金額を平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算において、特別損失として計上する予定ですが、当社の経営成績等に与える影響は軽微です。

以上